

会 議 名	第 1 2 回双葉町復興整備協議会	
日 時	令和 6 年 7 月 3 0 日（火） 午前 1 0 時 0 0 分～午前 1 0 時 3 0 分	
場 所	福島県本庁舎 5 階 企画調整課分室 1	
復興整備事業	1. 農用地利用計画の変更 2. 4 h a を超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更 3. 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除の措置	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 栗田 秀幸
		福島復興局 主査 木田 秀太
	農林水産省	東北農政局農村振興部農村計画課 課長 藤田 正人
	双葉町農業委員会	事務局 主事 川崎 大輔
	請戸川土地改良区	業務課 課長 堀内 博明
	福島さくら農業協同組合	復興対策部復興推進課 課長 田中 宏
	双葉町	復興推進課 復興推進係長 守谷 信雄
		農業振興課 課長 中野 弘紀
		復興推進課 商工労政係長 赤石澤 幸也
		復興推進課 主任主査 鈴木 和仁
	福島県	企画調整部復興・総合計画課 主幹 竹内 朋紀
		企画調整部復興・総合計画課 主査 佐藤 研太
		企画調整部地域振興課 課長 十二所 謙
		企画調整部地域振興課 主任主査 武藤 晶子
		企画調整部地域振興課 主査 根本 真弥
		農林水産部農業担い手課 課長 佐藤 周
		農林水産部農業担い手課 主任主査 高橋 暁美
		農林水産部農業担い手課 副主査 柳沼 翔太
		土木部都市計画課 課長 玉川 善徳
		土木部都市計画課 主任建築技師 佐々木 康友
		相双農林事務所企画部 部長 松本 幸治

協議内容

1. 開会（進行：双葉町復興推進課 主任主査 鈴木 和仁）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開の有無について（公開）
- ・傍聴の注意事項
- ・議長紹介

双葉町復興整備協議会規約第 7 条及び第 9 条第 1 項の規定により、双葉町復興推進係長 守谷が議長となる。

2. 議長あいさつ（議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄）

3. 現状と課題

（説明者：双葉町農業振興課 課長 中野 弘紀）

それでは、議事に入ります前に双葉町の現状と課題について、双葉町から説明させていただきます。

【別紙「現状と課題」により説明】

（議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄）

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

（出席者一同）

意見質問等なし。

4. 議事

（議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄）

それでは、双葉町から双葉町養液栽培施設整備事業に係る農用地利用計画の変更、4 h a を超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更、及び復興整備計画変更（案）概要について説明願います。

（説明者：双葉町農業振興課 課長 中野 弘紀）

双葉町養液栽培施設整備事業についての事業概要等を中心に説明。

併せて、農用地利用計画の変更に関して令和6年7月1日から令和6年7月16日にかけて公告、縦覧を実施した結果、住民から意見はなかった旨、報告される。

（議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄）

ただいまの説明について、双葉町農業委員会の川崎主事、何かご意見等ありますか。

（双葉町農業委員会 主事 川崎 大輔）

特に意見はございません。

（議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄）

ただいまの説明について、請戸川土地改良区の堀内課長、何かご意見等ありますか。

（請戸川土地改良区 課長 堀内 博明）

特に意見はございません。

(議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄)

ただいまの説明について、福島さくら農業協同組合の田中課長、何かご意見等ありますか。

(福島さくら農業協同組合 課長 田中 宏)

特に意見はございません。

(議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄)

ただいまの説明について、福島県農業担い手課の佐藤課長、何かご意見等ありますか。

(福島県農業担い手課 課長 佐藤 周)

特に意見はございません。

(議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄)

農用地利用計画の変更について、異議無いものとします。

(議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄)

土地利用方針については、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、ただいまの説明について、東北農政局の藤田課長、何かご意見等ありますか。

(東北農政局 課長 藤田 正人)

特に意見はございません。

(議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄)

土地利用方針の変更について、農林水産大臣の同意をいただいたものとします。

(議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄)

ただいまの説明について、福島復興局の栗田参事官、何かご意見等ありますか。

(福島復興局 参事官 栗田 秀幸)

特に意見はございません。

(議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄)

双葉町養液栽培施設整備事業に関する議事は以上となりますので、双葉町農業委員会 川崎様、請戸川土地改良区 堀内様、福島さくら農業協同組合 田中様は、ご退席ください。

(議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄)

それでは、双葉町から双葉駅東地区商業施設等整備事業について説明願います。

(説明者：双葉町復興推進課 係長 赤石澤 幸也)

双葉駅東地区商業施設等整備事業についての事業概要等を中心に説明。

(議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄)

ただいまの説明について、福島復興局の栗田参事官、何かご意見等ありますか。

(福島復興局 参事官 栗田 秀幸)

特に意見はございません。

(議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄)

ありがとうございました。他に何かご意見等ありますか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長：双葉町復興推進課 係長 守谷 信雄)

以上で、議事を終了いたします。

本日協議しました「双葉町復興整備計画」については、8月7日(水)に双葉町ホームページ等で公表したいと考えております。

5. 閉会 (進行：双葉町復興推進課 主任主査 鈴木 和仁)

【協議結果】

- 復興特区法第48条第1項第5号に規定する農用地利用計画の変更について、構成員からは意見等はなかった。
- 4haを超える農地転用が必要となる土地利用方針について、復興特区法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
- 双葉町養液栽培施設整備事業及び双葉駅東地区商業施設等整備事業について、異議ないものとして双葉町復興整備計画の変更をする。